

2025 年 4 月 1 日

学長 青山貴子

山梨学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

1. 趣旨

この基本方針は、山梨学院大学（以下、「本学」という。）における公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を示すものである。

2. 責任体制

- (1) 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、その任には学長をもって充てる。最高管理責任者は、役員会・理事会等において審議を主導しながら不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、啓発活動を定期的に行って構成員の意識の向上と浸透を図る。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、その任には副学長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) 本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、その任には大学事務局長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。
 - ① 本学における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること
 - ② 不正防止を図るため、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること
 - ③ コンプライアンス教育の内容について、その実効性を維持するため、定期的に点検し、必要な見直しを行うこと

- ④ 本学において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること
 - ⑤ コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、部局等の組織レベルで副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。
- (4) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルール（以下、「ルール」という。）を明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

5. 関係者の意識向上

- (1) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。
- (2) 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、次に掲げる行動規範を策定する。
 - ① 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。
 - ② 研究者は、研究者個人に採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
 - ③ 事務局職員は、専門的な能力を持って、公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
 - ④ 不正防止計画を推進する部署は、公的研究費の不正防止計画の推進に努め、公

的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員はこれに協力する。

- ⑤ 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費に関わる不正行為があると判断した場合は、通報窓口に通報する。

6. 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、法人本部総務課に公的研究費の不正に係る通報窓口を置く。
- (2) 法人本部総務課は、不正に係る情報について、速やかに、統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は速やかに最高管理責任者まで報告する。
- (3) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

7. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るための担当事務局を置く。担当事務局は学事センター学事課とする。
- (2) 学事センター学事課は、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。
- (3) 学事センター学事課は、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。
- (4) 学事センター学事課は、不正防止計画の策定にあたり、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する具体的な対策を反映させて、計画に実効性を持たせる。
- (5) 学事センター学事課は、監事及び内部監査部門との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- (6) 学事センター学事課は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的な点検の上、必要な見直しを行う。

8. 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) 統括管理責任者は、本学全体の公的研究費の執行状況について検証し、研究計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。

- (2) 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。
- (3) 最高管理責任者は、適正な会計経理の執行のため、発注者以外の者による確実な検収を実施するため、検収ルールを別に定める。

9. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続、及び使用に関するルール等について相談を受ける窓口を、学事センター学事課に置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、当基本方針等をホームページで公表する。

10. 監査体制

- (1) 本学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査は、山梨学院内部監査規程に基づき、理事長の直轄的な組織として位置付けられた監査員（監査チーム）が行う。
- (2) 監査員は、山梨学院内部監査規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づいて、内部監査を実施する。

11. その他

本基本方針に定めのない事項が生じた場合には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）、その他の関係法令通知等に定めるところ、またはその趣旨に準じて取り扱うものとする。

（本基本方針は、「山梨学院大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」に基づいて策定したものである。）

以 上